

平成 2 7 年 度
裁判官の配置，裁判事務の
分配，代理順序及び開廷日割等

(5月20日現在)

熊本地方裁判所

事 項

第1	裁判官の配置	1
1	本庁	1
2	支部	2
3	管内簡易裁判所	3
第2	裁判事務の分配	4
1	本庁	4
	(1) 民事関係	4
	(2) 刑事関係	7
	(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等 に関する法律関係	7
	(4) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律関係	8
	(5) 検察審査会の起訴議決にかかる事件について検察官の職務を行う 弁護士の指定等に関する事務	8
	(6) 除斥, 忌避及び回避関係	8
2	支部	9
3	管内簡易裁判所	10
4	事件の回付	13
第3	代理順序	13
1	司法行政事務	13
2	裁判事務	14
第4	調停主任の指定等	16
1	調停主任の指定	16
2	労働審判官の指定	16
第5	開廷日割	16

第1 裁判官の配置

1 本庁


(1) 民事第1部

判 事 (総括)	福 島 政 幸
判 事	荒 井 章 光
判 事 補	樺 山 倫 尚
判 事 補	久 保 晃 司 (兼)
判 事 補	瀧 澤 孝 太 郎 (兼)
判 事 補	寺 田 悠 亮 (兼)
判 事 補	浅 尾 莊 平 (兼)

(2) 民事第2部

判 事 (総括)	中 村 心
判 事	西 前 ゆ う 子
判 事 補 (特例)	山 根 良 実
判 事 補	樺 山 倫 尚 (兼)
判 事 補	浅 尾 莊 平

(3) 民事第3部

判 事 (総括)	一 木 文 智
判 事	山 口 格 之
判 事	武 智 舞 子 
判 事 補 (特例)	川 嶋 彩 子
判 事 補 (特例)	東 尾 和 幸
判 事 補	久 保 晃 司
判 事 補	寺 田 悠 亮 (兼)

(4) 民事第4部

判 事 (総括)	後 藤 眞 理 子 (兼)
----------	---------------

判	事	一	木	文	智 (兼)
判	事	福	島	政	幸 (兼)
判	事	中	村		心 (兼)

(5) 刑事部

判	事 (総括)	溝	國	禎	久
判	事	伊	藤	ゆ	う 子
判	事 補 (特例)	石	川	慧	子
判	事 補 (特例)	大	門	宏	一 郎
判	事 補	樺	山	倫	尚 (兼)
判	事 補	久	保	晃	司 (兼)
判	事 補	瀧	澤	孝	太 郎
判	事 補	寺	田	悠	亮
判	事 補	浅	尾	莊	平 (兼)

2 支部

(1) 玉名支部

判	事	川	嶋	知	正
---	---	---	---	---	---

(2) 山鹿支部

判	事	荒	井	章	光 (てん補)
---	---	---	---	---	---------

(3) 阿蘇支部

判	事 補 (特例)	大	門	宏	一 郎 (てん補)
---	----------	---	---	---	-----------

(4) 八代支部

判	事 (支部長)	丸	山		徹
---	---------	---	---	--	---

判	事 補 (特例)	脇	田	未	菜 子
---	----------	---	---	---	-----

(5) 人吉支部

判	事	芝	本	昌	征
---	---	---	---	---	---

(6) 天草支部

判 事

早 山 眞 一 郎

3 管内簡易裁判所

(1) 熊本簡易裁判所

簡易裁判所判事 (司掌者)	後 藤 眞 理 子
簡易裁判所判事	澤 谷 修 造
簡易裁判所判事	井 原 登 志 郎
簡易裁判所判事	富 崎 淳 一
簡易裁判所判事	梅 崎 聖 博
簡易裁判所判事	本 田 稔
簡易裁判所判事	向 笠 元 章
簡易裁判所判事	日 野 靖 史
簡易裁判所判事	中 村 文 生 (職務代行)
簡易裁判所判事	黒 木 正 弘 (職務代行)

(2) 宇城簡易裁判所

簡易裁判所判事	佐 多 操
---------	-------

(3) 荒尾簡易裁判所

簡易裁判所判事	古 庄 範 行
---------	---------

(4) 玉名簡易裁判所

簡易裁判所判事 (司掌者)	川 嶋 知 正
簡易裁判所判事	古 庄 範 行

(5) 山鹿簡易裁判所

簡易裁判補判事	黒 木 正 弘
---------	---------

(6) 阿蘇簡易裁判所

簡易裁判所判事	河 副 晋 一
---------	---------

(7) 高森簡易裁判所

	簡易裁判所判事	河	副	晋	一
(8)	御船簡易裁判所				
	簡易裁判所判事	中	村	文	生
(9)	八代簡易裁判所				
	簡易裁判所判事（司掌者）	丸	山		徹
	簡易裁判所判事	脇	田	未	菜子
	簡易裁判所判事	山	口	秀	隆
	簡易裁判所判事	堤		秀	起（職務代行）
(10)	水俣簡易裁判所				
	簡易裁判所判事	堤		秀	起
(11)	人吉簡易裁判所				
	簡易裁判所判事（司掌者）	芝	本	昌	征
	簡易裁判所判事	山	口	秀	隆
(12)	天草簡易裁判所				
	簡易裁判所判事（司掌者）	早	山	眞	一郎
	簡易裁判所判事	佐	多		操
(13)	牛深簡易裁判所				
	簡易裁判所判事	早	山	眞	一郎

第2 裁判事務の分配

1 本庁

(1) 民事関係

民事事件は、以下のとおり、民事第1部から民事第3部までに分配することとし、民事第4部には、当分の間、事件を分配しない。

ア 合議事件

(ア) 行政訴訟（(ウ)の行政訴訟事件を除く。），医事関係及び知的財産権関係

民事通常訴訟，行政事件訴訟法第45条第1項に定める処分の効力等を争点とする訴訟並びに人身保護各事件は，その種類ごとに，受付の順序に従い，民事第2部及び民事第3部に同じ割合で分配する。

(イ) 控訴及び抗告（簡易裁判所の非訟事件に関する抗告は除く。）事件は，民事第2部及び民事第3部に同じ割合で分配し，簡易裁判所の非訟事件に関する抗告事件は，民事第1部に分配する。

(ウ) 地方自治法第242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項の規定による民事通常訴訟事件又は第243条の2第5項の規定による行政訴訟事件及びこれらの訴訟を本案とする仮差押え又は仮処分の事件は，当該判決を言い渡した部に分配する。

(エ) 船舶所有者等責任制限，船舶油濁損害賠償責任制限，民事再生（法人申立ての分）及び会社更生各事件は，民事第1部に分配する。

イ 単独事件

(ア) 民事通常訴訟（医事関係，知的財産権関係及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第28条第1項により訴えの提起があったものとみなされる場合（同法第32条第4項により準用される場合を含む。）を除く。），手形訴訟，小切手訴訟，仲裁関係，労働審判及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第28条第1項により訴えの提起があったものとみなされる民事通常訴訟（同法第32条第4項により準用される場合を含む。）の各事件は，その種類ごとに，受付の順序に従い，民事第2部及び民事第3部に民事部裁判官の申合せによる割合で分配する。ただし，手形判決及び小切手判決に対する各異議事件は，当該判決をした裁判官が担当し，労働審判法第21条に基づく労働審判に対する

異議の申立て、同法第23条による労働審判の取消し及び同法第24条による労働審判事件の終了により、訴えの提起があったものとみなされる民事通常訴訟事件は、分配を受ける部が当該労働審判事件の分配を受けた部であるときは、当該部以外の部に分配する。

- (イ) 民事執行（玉名支部、山鹿支部、阿蘇支部及び天草支部の各管轄に属する事件を含む。）、企業担保権実行、財産開示、民事執行雑、破産（免責事件を含む。）、民事再生（法人申立ての分を除く。）、特定調停、配偶者暴力等に関する保護命令、過料及び非訟各事件は、民事第1部に分配する。
- (ウ) 民事保全（保全異議及び保全取消しを含み、上記アのウの仮差押え又は仮処分の事件を除く。）事件は民事第1部に分配する。ただし、既に本案訴訟事件が係属しているときは、当該事件係属部に分配する。
- (エ) 調停（特定調停を除く。）及び訴え提起前の特別代理人選任（非訟事件手続法第17条の規定する非訟事件に関する特別代理人選任事件を除く。）各事件はその種類ごとに、受付の順序に従い、民事第2部及び民事第3部に同じ割合で分配し、非訟事件手続法第17条の規定する非訟事件に関する特別代理人選任事件は、民事第1部に分配する。
- (オ) 共助、訴え提起前の証拠保全、訴え提起前の証拠収集の処分及びその他の民事雑（訴え提起前の特別代理人選任及び本案事件に関するものを除く。）各事件は、その種類ごとに、受付の順序に従い、民事第2部及び民事第3部に同じ割合で分配する。
- (カ) 差戻し及び再審各事件は、その種類ごとに、受付の順序に従い、民事第2部及び民事第3部に民事部裁判官の申合せによる割合で分配する。ただし、分配を受ける部又はその所属の裁判官が原裁判をした部又は裁判官であるときは、当該部以外の部に分配する。
- (キ) 訴訟事件を調停に付したときは、当該調停事件は、当該訴訟事件担当

裁判官が担当する。

ウ 配てん換え等

事件の配てん換え及び配てん調整並びに多数当事者に係る事件の配てんなどについては、民事部裁判官の申合せによる。

(2) 刑事関係

ア 刑事事件は、別に定めるものを除き、刑事部に分配する。

イ 勾留理由開示請求事件は、当該勾留状を発した裁判官に分配する。当該裁判官に差し支えがある場合、勾留期間延長の裁判があるときは同裁判をした裁判官に分配し、同裁判官にも差し支えがあるときは別途申合せによって定める勤務時間内の令状担当裁判官に分配する。

ウ 執務時間外の各種令状請求事件（被疑者国選弁護人選任事務を含む。）国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律に定める起訴前及び第1回公判期日前の保全請求事件（裁判官として処理するものに限る。）及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件は、別に申合せによって定める輪番制の裁判官（所長を除く。）に分配する。

エ(ア) 本庁及び支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、判事溝國禎久が処理する。

(イ) 執務時間外に傍受の原記録を使用する必要がある場合は、別に申合せによって定める執務時間外の令状担当裁判官（前号の保管事務処理裁判官を除く。）が前号の保管事務処理裁判官を代理して処理する。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）関係

ア 医療観察法に関する事件（以下「医療観察法関係事件」という。）は、別に定めるものを除き、刑事部に分配する。

イ 執務時間外の鑑定入院に関する事務（裁判官として処理するものに限る。）及び連戻状の請求事件は、別に申合せによって定める輪番制の裁判官（所長を除く。）に分配する。

(4) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）関係

裁判員法第41条第2項により解任請求事件の送付を受けた地方裁判所がした却下決定に対する同法第42条第1項の異議申立て事件は、受付の順序に従い、民事第1部、民事第2部及び民事第3部に同じ割合で分配する。

(5) 検察審査会の起訴議決にかかる事件について検察官の職務を行う弁護士の指定等に関する事務

検察審査会法第41条の9の規定による弁護士の指定等に関する事務（八代検察審査会がした起訴議決にかかる分を含む。）は、刑事部に分配する。

(6) 除斥、忌避及び回避関係

ア 民事関係

(ア) 本庁、支部及び管内簡易裁判所の裁判官並びに裁判所書記官及び専門委員に対する除斥及び忌避事件は、受付の順序に従って、民事第1部、民事第2部及び民事第3部（ただし、当該裁判官及び裁判所書記官が配置された部並びに当該専門委員を指定した部を除く。）に同じ割合で分配する。

(イ) 労働審判員及び民事調停委員に対する除斥事件は、受付の順序に従って、民事第2部及び民事第3部に同じ割合で分配する。

(ウ) 裁判官に対する除斥若しくは忌避の裁判又は回避の許可があった場合に、その裁判官の配置されている部の他の裁判官が当該事件を処理することができるときは、当該部が定める他の裁判官が当該事件を担当し、その裁判官の配置されている部で当該事件を処理することができないときは、後記第3の2の(1)又は(4)に定める代理する裁判官又はその属する

部（民事第1部を除く。）が担当する。

イ 刑事関係

(ア) 本庁、支部及び管内簡易裁判所の裁判官等に対する除斥、忌避及び回避事件は、刑事部に分配する。

(イ) 裁判官に対する除斥、忌避若しくは回避の裁判があった場合に、その裁判官の配置されている部の他の裁判官が当該事件を処理することができるときは、当該部が定める他の裁判官が当該事件を担当し、その裁判官の配置されている部で当該事件を処理することができないときは、後記第3の2の(3)又は(4)に定める代理する裁判官が担当する。

(7) 事件の分配は、前年度に続けて行う。

2 支部

(1) 八代支部

ア 民事関係

(ア) 民事事件は、別に定めるものを除き、判事丸山徹に分配する。

(イ) 民事保全（保全異議、保全取消事件を除く。）、民事執行雑、訴え提起前の証拠保全、訴え提起前の証拠収集の処分、財産開示 特定調停及び過料各事件は判事補（特例）脇田未菜子に分配する。

(ウ) 民事執行、民事再生及び破産各事件は、受付の順序に従い、判事丸山徹に4分の1、判事補（特例）脇田未菜子に4分の3の割合で分配する。
免責事件は、当該破産者の破産事件を担当した裁判官に分配する。

イ 刑事関係

(ア) 刑事事件は、別に定めるものを除き、判事補（特例）脇田未菜子に分配する。

(イ) 刑事公判請求事件のうち、熊本家庭裁判所八代支部判事補（特例）脇田未菜子が少年法第20条による決定をした事件につき公訴が提起されたものは、判事丸山徹に分配する。

(ウ) 各種令状請求事件（被疑者国選弁護士選任事務を含み、(イ)の事件に関するものを除く。）は、判事丸山徹に分配する。

ウ 医療観察法関係

医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は、受付の順序に従い、判事丸山徹及び判事補（特例）脇田未菜子に同じ割合で分配する。

(2) その他の支部

民事事件及び刑事事件は、別に定めるものを除き、当該支部に配置されている裁判官に分配する。

3 管内簡易裁判所

(1) 熊本簡易裁判所

ア 民事関係

(ア) 民事通常訴訟、手形訴訟、小切手訴訟及び少額訴訟各事件は、その種類ごとに、簡易裁判所判事澤谷修造、同井原登志郎、同富崎淳一、同梅崎聖博、同本田稔及び同日野靖史に分配する。

なお、手形判決、小切手判決及び少額訴訟判決に対する各異議事件は、当該判決をした裁判官が担当する。

(イ) 支払督促事件に付随する雑事件等は、簡易裁判所判事向笠元章に分配する。

(ウ) 調停事件は、受付の順序に従い、簡易裁判所判事澤谷修造、同井原登志郎、同富崎淳一、同梅崎聖博、同本田稔及び同日野靖史に同じ割合で分配する。ただし、医事紛争に関する調停事件については、簡易裁判所判事後藤眞理子に分配する。

(エ) 民事共助、差戻し及び再審各事件は、その種類ごとに、受付の順序に従い、簡易裁判所判事澤谷修造、同井原登志郎、同富崎淳一、同梅崎聖博、同本田稔及び同日野靖史に同じ割合で分配する。ただし、差戻し及

び再審各事件については、分配を受ける裁判官が原裁判をした裁判官であるときは、当該裁判官以外の裁判官に分配する。

(イ) 起訴前の和解事件は、簡易裁判所判事向笠元章に分配する。

(ロ) その他の民事雑事件は、簡易裁判所判事澤谷修造，同井原登志郎，同富崎淳一，同梅崎聖博，同本田稔及び同日野靖史に，その担当日に応じて分配する。

(ハ) 過料事件，公示催告及び民事保全事件は，簡易裁判所判事向笠元章に分配する。

イ 刑事関係

(ア) 刑事公判請求（(イ)の正式裁判請求事件を除く。）及び再審請求各事件は，簡易裁判所判事向笠元章に分配する。

(イ) 略式事件の正式裁判請求事件は，簡易裁判所判事向笠元章に分配する。

(ロ) 略式事件（即日処理略式（交通即決）及び在庁略式各事件を除く。）は，簡易裁判所判事澤谷修造，同井原登志郎，同富崎淳一，同梅崎聖博，同本田稔及び同日野靖史に，その担当日に応じて分配する。

(ハ) 即日処理略式事件（交通即決）は，簡易裁判所判事向笠元章に分配する。

(ニ) 在庁略式及び刑事雑（執務時間中の令状事件を除く。）各事件は，簡易裁判所判事澤谷修造，同井原登志郎，同富崎淳一，同梅崎聖博，同本田稔及び同日野靖史に，その担当日に応じて分配する。

(ホ) 執務時間中の各種令状請求事件（被疑者国選弁護人選任事務を含む。）は，簡易裁判所判事澤谷修造，同井原登志郎，同富崎淳一，同梅崎聖博，同本田稔，同日野靖史，同中村文生及び同黒木正弘に，その担当日に応じて分配する。

(ヘ) 執務時間外の各種令状請求事件（被疑者国選弁護人選任事務を含む。）は，別に申合せによって定める輪番制の裁判官（司掌者を除く。）に分

配する。

(ク) 訴訟費用負担請求事件は、簡易裁判所判事向笠元章に分配する。

(ケ) 総合法律支援法第39条第3項の申立てに係る費用額算定手続事務は、当該裁判をした裁判官が担当する。

(コ) 更生保護法第52条第5項の特別遵守事項の設定又は変更に係る求意見に関する事務は、簡易裁判所判事向笠元章に分配する。

ウ 医療観察法関係

嘱託による事実の取調べは、簡易裁判所判事向笠元章に分配する。

(2) 玉名簡易裁判所

ア 民事事件、刑事事件（正式裁判請求事件を除く。）及び医療観察法関係事件の嘱託による事実の取調べは、簡易裁判所判事古庄範行に分配する。

イ 正式裁判請求事件は、簡易裁判所判事川嶋知正に分配する。

(3) 八代簡易裁判所

ア 民事事件（民事通常訴訟を除く）、刑事事件（刑事公判請求事件及び正式裁判請求事件を除く。）及び医療観察法関係事件の嘱託による事実の取調べは、簡易裁判所判事山口秀隆に分配する。

イ 民事通常訴訟は、受付の順序に従い、簡易裁判所判事山口秀隆に2分の1、簡易裁判所判事堤秀起に2分の1の割合で分配する。

ウ 刑事公判請求事件及び正式裁判請求事件は、簡易裁判所判事堤秀起に分配する。

(4) 人吉簡易裁判所

ア 民事事件、刑事事件（刑事公判請求事件及び正式裁判請求事件を除く。）及び医療観察法関係事件の嘱託による事実の取調べは、簡易裁判所判事山口秀隆に分配する。

イ 刑事公判請求事件及び正式裁判請求事件は、簡易裁判所判事芝本昌征に分配する。

(5) 天草簡易裁判所

ア 民事事件，刑事事件（正式裁判請求事件を除く。）及び医療観察法関係事件の囑託による事実の取調べは，簡易裁判所判事佐多操に分配する。

イ 正式裁判請求事件は，簡易裁判所判事早山眞一郎に分配する。

(6) その他の簡易裁判所

民事事件及び刑事事件は，別に定めるものを除き，当該簡易裁判所に配置されている裁判官に分配する。

4 事件の回付

本庁若しくは支部において処理するのが相当でない事件又は他の支部若しくは本庁で処理するのが相当である事件については，所長に申し出てその承認を得た上，その事件を他の支部又は本庁に回付することができる。

ただし，関連事件について関係各裁判官が協議して回付する場合，管轄区域の定めに反して提起され又は申し立てられた事件について当該事件を本来審理すべき本庁又は支部に回付する場合及び医療観察法関係事件の鑑定入院質問に関する事務を終了した後の支部から本庁への回付は，所長の承認を得ることを要しない。

第3 代理順序

1 司法行政事務

(1) 所長に差し支えがあるときは，判事一木文智，同福島政幸，同溝國禎久，同中村心が順次代理し，なお差し支えがあるときは，所長が指名する裁判官が代理する。

(2) 本庁の部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは，その部の裁判官（てん補裁判官を除く。）が上記第1の1に定める配置の順序で代理し，なお差し支えがあるときは，所長が指名する裁判官が代理する。

(3) 支部長又は簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは，その庁に勤務する他の裁判官（熊本簡易裁判所以外の庁にあっては

てん補裁判官を含む。)が上記第1の2又は3に定める配置の順序に従って代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する他の庁の裁判官が代理する。

2 裁判事務

- (1) 通常の裁判事務において、本庁の裁判官に差し支えがあるときは、別に定める場合を除き、次の表に定める代理する裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。ただし、同一順位の裁判官の間の代理順序は、各部において定める。

代理される 裁判官	代理する裁判官			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
民事第1部の裁判官	民事第1部の裁判官	民事第2部の裁判官	民事第3部の裁判官	刑事部の裁判官
民事第2部の裁判官	民事第2部の裁判官	民事第3部の裁判官	民事第1部の裁判官	刑事部の裁判官
民事第3部の裁判官	民事第3部の裁判官	民事第1部の裁判官	民事第2部の裁判官	刑事部の裁判官
刑事部の裁判官	刑事部の裁判官	民事第1部の裁判官	民事第2部の裁判官	民事第3部の裁判官

- (2) 執務時間中の令状事務（被疑者国選弁護人選任事務を含む。）において、刑事部が定める担当裁判官に差し支えがあるときは、次の表に定める代理する裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

曜日	代理される裁判官	代理する裁判官
月	月曜日担当裁判官	山根良実
火	火曜日担当裁判官	西前ゆう子
水	水曜日担当裁判官	荒井章光
木	木曜日担当裁判官	山口格之

金	金曜日担当裁判官	東尾和幸
---	----------	------

- (3) 刑事訴訟法第429条の準抗告事件（合議体で審理すべき事件についてなされた準抗告事件を除く。）において、刑事部配置の裁判官に差し支えがあるときは、次の表に定める代理する裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

代理される裁判官	代理する裁判官
溝 國 禎 久	一 木 文 智 福 島 政 幸 中 村 心 伊 藤 ゆう子 石 川 慧 子 大 門 宏一郎
伊 藤 ゆう子 石 川 慧 子 大 門 宏一郎	山 口 格 之 荒 井 章 光 西 前 ゆう子 川 嶋 知 正 山 根 良 実 東 尾 和 幸
瀧 澤 孝太郎 寺 田 悠 亮	樺 山 倫 尚 久 保 晃 司 浅 尾 莊 平

- (4) 支部及び簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合は、その庁に勤務する他の裁判官が代理し、支部においてこれによることができないときは、次の表に定める代理する裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する他の庁の裁判官が代理する。

代理される裁判官	代理する裁判官
熊本地方裁判所玉名支部裁判官	熊本地方裁判所裁判官
熊本地方裁判所山鹿支部裁判官	熊本地方裁判所裁判官
熊本地方裁判所阿蘇支部裁判官	熊本地方裁判所裁判官
熊本地方裁判所八代支部裁判官	熊本地方裁判所人吉支部裁判官
熊本地方裁判所人吉支部裁判官	熊本地方裁判所八代支部裁判官

熊本地方裁判所天草支部裁判官 | 熊本地方裁判所裁判官

(5) 簡易裁判所において裁判事務の取扱上緊急の処理が必要なときは、所長は、他の簡易裁判所の裁判官又は地方裁判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

第4 調停主任の指定等

1 調停主任の指定

民事調停法第7条第1項に規定する調停主任は、当該調停事件を担当する裁判官をその事件の調停主任とする。

2 労働審判官の指定

労働審判法第8条に規定する労働審判官は、当該労働審判事件を担当する裁判官をその事件の労働審判官とする。

第5 開廷日割

庁名	部等	官職	氏名	開廷日
本 庁	民第1事部		合 議	随時
		判 事	福 島 政 幸	随時
		判 事	荒 井 章 光	随時
		判 事 補	樺 山 倫 尚	随時
	民第2事部		合 議	月, 金
		判 事	中 村 心	月, 木
		判 事	西 前 ゆう子	火, 木
		判 事 補 (特 例)	山 根 良 実	火, 木
		判 事 補	樺 山 倫 尚	
		判 事 補	浅 尾 荘 平	
	民 事		合 議	月, 水

第 3 部	判 事	一 木 文 智	火, 水
	判 事	山 口 格 之	火, 金
	判 事 補 (特 例)	川 嶋 彩 子	火, 木
	判 事 補 (特 例)	東 尾 和 幸	火, 金
	判 事 補	久 保 晃 司	
	判 事 補	寺 田 悠 亮	
刑 事 部 合 議 1 係		合 議	裁判員対象事件 月～金
	判 事	溝 國 禎 久	月
	判 事	伊 藤 ゆう子	水, 金
	判 事 補 (特 例)	石 川 慧 子	水, 金
	判 事 補 (特 例)	大 門 宏 一 郎	水
	判 事 補	瀧 澤 孝 太 郎	
	判 事 補	寺 田 悠 亮	
刑 事 部 合 議 2 係		合 議	裁判員非対象事件 木 (第 2, 第 4)
	判 事	溝 國 禎 久	月
	判 事 補 (特 例)	大 門 宏 一 郎	水
	判 事 補	瀧 澤 孝 太 郎	
	判 事 補	寺 田 悠 亮	
刑 事 部 合 議 3 係		合 議	裁判員非対象事件 火, 木
	判 事	伊 藤 ゆう子	水, 金

		判 事 補 (特 例)	石 川 慧 子	水, 金
		判 事 補	瀧 澤 孝 太 郎	
		判 事 補	寺 田 悠 亮	
	刑 事 部 そ の 他	判 事 補	樺 山 倫 尚	
		判 事 補	久 保 晃 司	
		判 事 補	浅 尾 莊 平	
玉名支部		判 事	川 嶋 知 正	火, 水, 金
山鹿支部		判 事 (てん補)	荒 井 章 光	火, 木 (第2, 第4), 金
阿蘇支部		判 事 補 (特 例) (てん補)	大 門 宏 一 郎	火, 木 (第1, 3, 5)
八代支部	民 事	判 事	丸 山 徹	月, 火
	刑 事	判 事 補 (特 例)	脇 田 未 菜 子	木
人吉支部		判 事	芝 本 昌 征	火, 水
天草支部		判 事	早 山 眞 一 郎	火, 金

庁 名	民刑の別	裁 判 官 名	開 廷 日	備 考
熊本簡裁	民 事	澤 谷 修 造	水	
		井 原 登 志 郎	木	
		富 崎 淳 一	金	
		梅 崎 聖 博	金	
		本 田 稔	水	
		日 野 靖 史	火	

	刑 事	向 笠 元 章	月・木	水曜日は交通切符処理
--	-----	---------	-----	------------

庁 名	裁 判 官 名	開 廷 日	備 考
宇城簡裁	佐 多 操	木	
荒尾簡裁	古 庄 範 行	火, 金	
玉名簡裁	古 庄 範 行	木	
山鹿簡裁	黒 木 正 弘	月, 水	
阿蘇簡裁	河 副 晋 一	水	
高森簡裁	河 副 晋 一	木(第1, 3)	
御船簡裁	中 村 文 生	火, 木	
八代簡裁	堤 秀 起	木(第2, 4) 金	刑事 民事
	山 口 秀 隆	水	民事
水俣簡裁	堤 秀 起	火	
人吉簡裁	芝 本 昌 征	火	刑事
	山 口 秀 隆	木, 金 (第 2, 4)	民事
天草簡裁	佐 多 操	火, 水, 金	
牛深簡裁	早 山 眞一郎	水(第2, 4)	